

I 修正の趣旨

国の防災基本計画の修正など国の対応をはじめ、高潮対策や新型コロナウイルス感染症に対応した避難対策など、本県の防災・減災対策を踏まえ、兵庫県地域防災計画を修正する。

II 主な修正内容

1 防災基本計画の修正（R2年5月）など国の対応を踏まえた修正

（1）災害対策拠点となる重要施設の長期停電への対応力強化

①重要施設における非常用電源の設置状況等のリストの共有【別添資料1-2 新旧対照表（主なもの）P1】

- ・県、市町は、重要施設（人命や災害応急対策に関わる施設）の非常用電源の設置状況、燃料確保先等をリスト化し、関西電力送配電㈱と共に

②災害時における電源車等の配備の要請（P3）

- ・県は、災害時において電源の確保が必要な重要施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成し、関西電力送配電（株）に電源車等の配備を要請

重要施設の概要

平成30年台風第21号災害における、関西圏域での大規模停電発生を踏まえ、災害応急対策等に係る施設について、円滑な支援を受けられるよう重要な施設としてリスト化し、関西電力送配電㈱と共に
<重要施設として登録した県有施設等（計230施設）>
病院・医療（29）、行政庁舎（30）、警察署（64）、上下水道（25）、その他水門等（82）



【非常用電源整備済みの兵庫県災害医療センター（重要施設）】

③安定的な電力供給・電気通信に向けた連携強化（P1～2）

- ・県、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱は、倒木等により電力供給・電気通信に障害が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全や復旧作業の迅速化に向け、連携を強化

④災害時における被災市町への燃料の優先供給の調整（P2～3）

- ・県は、災害時において被災市町が複数にまたがる場合に、被災市町への燃料の優先供給を調整

（2）被災者への物資支援体制の強化

○物資調達・輸送調整等支援システムの活用（P4）

- ・県、市町は、国が開発した「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、物資のニーズや調達状況等の情報を共有し、災害時の円滑な被災者への物資支援を実施

物資調達・輸送調整等支援システムの概要

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現
都道府県及び市町村の物資の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を国・都道府県・市町村で共有



【物資調達・輸送調整等支援システムの画面】

（3）防災拠点機能の強化

○道の駅の広域防災拠点としての活用（P4～5）

- ・県は、道の駅を、要員宿泊や物資集積・配送などの機能を有する広域防災拠点（その他拠点）として活用し、防災拠点の機能を強化

国土交通省が推進する「防災道の駅」認定制度

災害時に広域的な復旧・復興活動拠点となる道の駅について、ハード・ソフト両面から対策を強化した「防災道の駅」として認定

<認定要件>

- ・都道府県の地域防災計画等に広域的な防災拠点として位置づけられていること
- ・建物の耐震化やBCP（事業継続計画）、2,500m²以上の駐車場など、災害時に求められる機能に応じた施設、体制が整っていること

<「防災道の駅」への支援策>

- ・国交付金の重点配分
(非常用発電機や貯水タンクの設置等) 【但馬のまほろば（朝来市）「防災道の駅」として現在国に申請中】
- ・災害時管理用カメラの設置（道の駅の被災状況の把握）等



（4）被災住宅再建支援等の充実・強化

①中規模半壊世帯への被災者生活再建支援金の支給（P5）

- ・県は、自然災害により住宅が中規模半壊した世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給

被災者生活再建支援制度の概要

令和2年11月の被災者生活再建支援法の改正により、中規模半壊（損害割合が30%以上40%未満）世帯が支援金の支給対象に追加

- （1）制度の対象となる自然災害：10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等
- （2）支援金の申請窓口：市町
- （3）支援金の支給額

主な区分 (支給対象世帯)	基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて支給)	加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給)
全壊	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円
大規模半壊	50万円	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円
中規模半壊	—	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円

②災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の拡充等（P6）

- ・令和元年8月の災害救助法による住宅の応急修理制度が拡充（一部損壊のうち損害割合10%以上20%未満=準半壊）されたことに伴い、兵庫県住宅再建共済制度条例を令和2年10月に改正
- ・兵庫県住宅再建共済制度の10%以上20%未満の損害割合の共済給付金の対象を「一部損壊」から「準半壊」に修正

（5）基準等の見直し

- ・原子力災害対策指針の改正による、要配慮者が避難準備を開始する警戒事態の要件の一部見直しなど、緊急事態の判断基準（緊急時活動レベル（EAL））の適正化（P7～8）
- ・大雪（12時間あたりの降雪の深さで判断）等の気象警報・注意報の発表基準の見直し（P8～9）

2 新型コロナウイルス感染症に対応した避難対策等を踏まえた修正

(1) 避難所での集団感染を防止するための避難所対策の推進

○ガイドラインに基づく避難所対策の推進 (P10~12)

- 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応を反映したマニュアルを作成
- 市町は、十分な避難スペースの確保や避難者等の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施

「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」の概要 (R2年6月作成)

避難所での集団感染（クラスター）を防止するための避難所対策及び避難所での感染を恐れて避難行動・安全確保行動をとらずに犠牲になることを防止するための避難対策を記載

<ガイドラインの特徴>

タイムライン形式で市町の実施事項・留意点を記載

<フェーズごとの対策>

(1) フェーズ0（事前準備）

収容人員確認、体調不良者専用スペース確保、衛生資材等の準備、分散避難等住民への事前周知

(2) フェーズ1（避難）

各人に応じた避難先提示、避難情報発令

(3) フェーズ2（避難所開設・受入れ・運営）

(4) フェーズ3（避難所解消）



(2) 感染症禍における適切な避難行動の推進

○ガイドラインに基づく避難対策の推進 (P12)

- 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、マイ避難カードの作成促進や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進



【兵庫県津波一斉避難訓練】

(3) 衛生物資の確保

○避難所運営に必要な衛生資機材の確保 (P13~14)

- 県、市町は、感染症対策に留意した避難所運営が行えるよう、マスク等の衛生物資を確保

県で備蓄している衛生物資

県は、新型コロナウイルス感染症禍での避難所運営に備え広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）に衛生資材を備蓄

①感染症対策用衛生物資（マスク）

②健康管理用資材（非接触型体温計）

③運営スタッフ防護用物資

ガウン、フェイスガード

④避難所運営用資材

間仕切り、折りたたみベッド、受付用パーテーション、滅菌装置



【三木総合防災公園に備蓄されたマスク】

(4) 災害時の職員やボランティアの派遣・受入れ時の対策の強化

①感染症禍における災害時の応援職員の派遣・受入れ (P14~15)

- 県は、感染症禍における災害時の応援職員の派遣・受入れ時には、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底

②感染症禍における災害ボランティアの派遣・受入れ (P15)

- 県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備
- ボランティア関係機関は、災害ボランティアの派遣・受入れにあたっては、感染予防措置を徹底

大規模災害ボランティア活動応援プロジェクトの概要 (R2年9月~)

大規模災害時に被災者の生活の早期復旧、自立を支援するため、被災地でボランティア活動を行う団体・グループを支援している。この度のコロナ禍を踏まえ、災害ボランティアのPCR検査費用を新たに対象経費に追加

(1) 対象者：5人以上で構成する団体・グループ

(2) 対象活動：被災者支援活動

（被災住宅のがれき撤去等）

(3) 対象経費：交通費、宿泊費、PCR検査費用

(4) 助成額：1団体グループにつき 200千円+ (@2千円×派遣人数)



【令和2年7月豪雨時の熊本県災害ボランティアの活動】

※令和3年度からは災害ボランティアのPCR検査費用を実質無償化

3 本県の防災・減災対策を踏まえた修正

(1) 高潮対策の推進

○兵庫県高潮対策10箇年計画の推進 (P16)

- 県は、兵庫県高潮対策10箇年計画に基づき、計画的・重点的な高潮対策を推進

兵庫県高潮対策10箇年計画の概要 (R2年6月策定)

激甚化する高潮被害から県民の生命・財産を守るため、近年の台風等を考慮して防潮堤等の必要高さを見直したうえで、10年間で取り組むべき緊急かつ重要な箇所を選定し、計画的・重点的な高潮対策を推進

(1) 計画期間：令和元年度～令和10年度（10年間）

(2) 対策箇所（44箇所）

①平成30年台風第21号の浸水箇所

②高潮・津波対策事業を実施中の箇所

③天端高が大きく不足する一連区間のうち、背後地に住家や工場・企業が集積している箇所

(3) 対策内容：防潮堤・河川堤防の嵩上げ、

水門・排水機場の整備



【防潮堤の嵩上げ（南芦屋浜地区）】

(2) 総合治水の推進

○河川対策アクションプログラムの推進 (P16~17)

- ・県は「河川対策アクションプログラム」に基づき、河川改修や既存ダムの有効活用等、河川の事前防災対策を重点的に実施

河川対策アクションプログラムの概要 (R2 年度策定)

平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風等、豪雨が激甚化・頻発化していることを踏まえ、河川改修等の事前防災対策を重点的に実施
(本プログラムは総合治水条例に基づく「地域総合治水推進計画」に位置づけ)

- (1) 計画期間：令和2年度～令和10年度（9年間）
- (2) 対象事業（対策箇所は現在選定中）
 - ①河川改修等の推進
 - ②既存ダム（治水ダム、利水ダム）の有効活用
 - ③中上流部対策の強化
 - ④超過洪水に備えた堤防強化
 - ⑤堆積土砂撤去の推進



【市川の護岸整備(姫路市花田町高木)】

(3) 阪神淡路地域における計画的な啓開作業の実施

○阪神淡路地域道路啓開計画に基づく啓開作業の実施 (P17)

- ・道路管理者は、南海トラフ地震で顕著な津波被害が危惧される阪神淡路地域において、阪神淡路地域道路啓開計画に基づく道路啓開を実施

阪神淡路地域道路啓開計画の概要 (R2 年 3 月策定)

人命救助を目指した救助・救援ルートを確保するため、遅くとも発災後 72 時間以内の啓開に向けて優先順位を設定し、計画的な道路啓開を実施

- (1) 目的：緊急車両等の通行を確保するため
- (2) 啓開ルート選定
広域防災拠点、災害拠点病院、その他応急復旧活動に必要な施設等への基幹ルート及びそれらに繋がる一般国道等を選定
- (2) 啓開の流れ
 - ①24 時間以内：浸水想定区域外の啓開を完了
 - ②48 時間以内：浸水想定区域内の主要な啓開を完了
 - ③72 時間以内：沿岸部ルートを確保



【道路啓開状況(岩手県宮古市田老地区)】

出典：震災伝承館（東北地方整備局HP）

(4) 鉄道施設の豪雨対策の推進

○鉄道事業者の豪雨対策への支援 (P17~18)

- ・県は、広域鉄道ネットワークの安全性向上のため、鉄道事業者が国庫補助制度を活用して行う豪雨灾害への事前防災対策を支援

鉄道事業者の豪雨対策への支援の概要 (R2 年 4 月～)

鉄道事業者が行う緊急に実施すべき対策に対し、国庫補助を活用した支援を実施

(国：県・市町：事業者=1:1:1)

- (1) 対象事業
 - ・河川に架かる鉄道橋梁
(橋脚の基礎部分の補強等)
 - ・鉄道に隣接する斜面（法面防護工等）
- (2) 今年度予定箇所数
6 箇所（神戸電鉄、阪急電鉄、山陽電鉄）



【神戸電鉄の法面防護工事】

(5) 災害時要援護者の避難対策の充実

○個別支援計画作成の推進 (P18)

- ・県は、自主防災組織と連携して個別支援計画の作成に取り組む居宅介護支援事業所等を支援

防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業の概要 (R2 年 4 月～)

居宅介護支援事業所等が平常時のケアプラン等作成に合わせ、自主防災組織と連携しながら、当事者力アセスメントやケース会議等を通じて実効性のある計画の作成を支援

- (1) 対象団体：自主防災組織と連携しながら計画を作成する居宅介護支援事業所等
- (2) 対象経費：計画作成費
- (3) 補助額：定額7千円/計画



【自主防災組織や福祉専門職等を交えたケース会議】

(6) 消防団の充実強化

○企業等へ向けた消防団のPR (P19)

- ・県は、企業へ向けた消防団のPR等を図りつつ、消防団の充実強化に向けた取組を支援

企業等へ向けた消防団PR事業の概要 (R2 年 4 月～)

新規消防団員確保に繋げるため、企業と従業員等に対して消防団のPRを実施

<取組内容>

- ・県や市町が一体となってPRに活用できるデジタルコンテンツの作成
- ・企業等への消防団広報（パンフレットの作成配布等）
- ・団員確保に繋げる広報用ポスターの作成
- ・経営者協会等への働きかけ



【三木市消防団の救出訓練】

(7) 企業の帰宅困難者対策の推進

○企業の訓練等の取組支援 (P19)

- ・県は、従業員の帰宅抑制を想定した事業継続計画（BCP）の作成や訓練等の取組を支援

企業の帰宅困難者対策の訓練等の取組への支援の概要 (R2 年 4 月～)

BCP策定済みの県内事業所を対象に、災害時ににおける帰宅困難者対策にかかる研修・訓練に必要な経費を支援

- (1) 対象事業：災害時の帰宅困難者対策にかかる研修・訓練
- (2) 対象経費：講師謝金・旅費、印刷製本費、書籍購入費、消耗品費（アルファ化米）等
- (3) 補助金額：50千円/事業所



【企業等訓練ウォーク（徒步帰宅訓練）】